

2025 年 3 月

## 入院時食事療養費の負担額変更について

2025 年 4 月 1 日より、国の健康保険法等の規定に基づき、下記の通り、入院時の食事負担額が変更となります。

全医療機関共通の値上げとなります。ご理解の程、お願い申し上げます。

入院時食事療養の標準負担額(患者さん負担額)			
所得区分		令和 7 年 3 月まで	令和 7 年 4 月から
69 歳までの患者さん	70 歳以上の患者さん		
区分 ア	現役並 Ⅲ	1 食 490 円 (1 日 3 食 1,470 円)	1 食 510 円 (1 日 3 食 1,530 円)
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅰ		
区分 エ	一 般		
区分 オ	低所得 Ⅱ (90 日以内)	1 食 230 円 (1 日 3 食 690 円)	1 食 240 円 (1 日 3 食 720 円)
-	低所得 Ⅱ (90 日超)	1 食 180 円 (1 日 3 食 540 円)	1 食 190 円 (1 日 3 食 570 円)
	低所得 Ⅰ	1 食 110 円 (1 日 3 食 330 円)	変更なし

ご不明な点は、Tel011-598-3323 医事課までお問い合わせ下さい。